

一般社団法人日本科学飼料協会役員給与規程

平成 14 年 6 月 1 日

改正 平成 25 年 4 月 1 日

改正 平成 26 年 11 月 20 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、役員給与に関する事項を定める。

(目的)

第 2 条 本会は、常勤役員についてのみ役員給与を支払う。

(給与の種類)

第 3 条 役員給与は、俸給、通勤手当、期末特別手当とする。

(給与の計算期間及び支給日)

第 4 条 役員給与の計算期間は、当月 1 日から当月末日までとする。

2 役員給与(期末特別手当を除く)は、毎月その月分を 20 日に支払う。

ただしその日が休日の場合には繰り上げて支払う。

(給与の支払方法)

第 5 条 役員給与は、その月の月額金額から、租税公課、社会保険の個人負担金及びこれらに準ずるものを控除した金額を本人の預金口座に振込で支払う。

2 役員給与は就任の日より計算し、退任の場合は、その月分の全額を支給する。

3 役員が死亡したときは、その月分の給与の全額を支給する。

4 第 2 項の規定により給与を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のときは、その給与の額は、その月の現日数により前乗後除の方法による日割計算とする。

(俸給)

第 6 条 役員俸給の月額、次のとおりとする。

一 理事長 500,000 円以下

二 常務理事 860,000 円以下

(通勤手当)

第 7 条 通勤手当は、次に掲げる役員に支給する。

① 交通機関を利用して通勤する役員に対する月額は、通常利用する経路による交通機関の 1 ヶ月の通勤に要する定期券の運賃に相当する額とする。

ただし、支給限度額は、所得税法施行令の定める非課税限度額とする。

② 交通用具(自動車、オートバイ、自転車)を利用して通勤する役員に対する月額は、①に規定する支給限度額を限度として、次式により算出した額とする。

ただし、通勤距離が 2 km 未満の場合は、月額 2,000 円とする。

$20 \text{ 円} \times \text{通常利用する経路により測定した往復の距離} \times 21 \text{ 日}$

(期末特別手当)

第 8 条 期末特別手当は、俸給の月額に 100 分の 120 を乗じた金額を限度に支給することができる。

ただし、当該年度の業績を考慮し、これを減額することができる。

2 期末特別手当の支給日は、3 月に理事長がその都度定める日とする。

(制定改廃)

第 9 条 この規程の制定改廃は、理事会の議決による。

附 則

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日より実施する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より実施する。

附 則

この規程は、平成 26 年 11 月 20 日から施行し、平成 26 年 6 月 18 日から適用する。